

必ず
読んでね

3月16日(月)まで 確定申告と市・府民税の申告

確定申告は吹田税務署(TEL6330・3911FAX6388・3468)、
市・府民税の申告は市民税課(TEL050・1721・2523FAX6368・7344)

■確定申告の期限

所得税、贈与税 3月16日(月)まで
個人事業者の消費税など 3月31日(火)まで

■確定申告は自宅でもできるe-Taxが便利

スマホやパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。マイナンバーカードによる申告には、以下のパスワードが必要なため、手元に準備して申告してください。

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6～16文字)



■ふるさと納税ワンストップ特例は確定申告をしないと無効になります

確定申告や市・府民税の申告をする場合は、ふるさと納税の全額を確定申告書や市・府民税の申告書に記入してください。

■期間中、申告会場を開設します

内容	申告会場	期間
所得税・消費税などの確定申告	大和大学E棟食堂エリア(片山町2) ※会場は昨年から変更	3月16日(月)までの月～金曜日午前9時～午後4時
市・府民税の申告	市役所低層棟2階の税務会議室	3月16日(月)までの月～金曜日午前9時～午後5時15分

※会場の混雑緩和のため、申告書の記入は事前をお願いします。

■申告時に必要なもの

令和7年中の収入が分かるもの 帳簿や給与・公的年金の源泉徴収票など。

各種控除証明書 生命保険料控除証明書、医療費の明細書など。

マイナンバー確認書類 マイナンバーカード、マイナンバー入りの住民票など。

本人確認書類 マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの書類の場合は1点、公的医療保険の資格確認書や年金手帳など顔写真のない書類の場合は2点。

代理人が申告する場合は代理人の本人確認書類、代理権を確認する書類(法定代理人の場合は戸籍謄本など。任意代理人の場合は委任状か申告者本人の公的医療保険の資格確認書や運転免許証など)も必要。

マイナンバーカード 電子証明書の更新手続きは予約が便利

市マイナンバーコールセンター
(TEL6318・7775FAX6368・7346)

有効期限満了日の3か月前から、市役所本庁舎*、千里・山田・千里丘の各出張所で手続きできます。本庁舎のみ事前予約が可能です。予約した人から優先して案内します。詳しくは市ホームページへ。希望日の2開庁日前までに予約サイトか、同コールセンターへ。

※第2・4土曜日午前9時～正午も受け付け。



市税の納付が便利になります

納税課
(TEL050・1720・4604FAX6368・7344)

4月から市・府民税・森林環境税の納付書にもeLマークがつき、納付書のQRコード(eL-QR)を読み取って、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカードや、スマートフォン決済アプリでの納付が可能になります。

なお、吹田市税納付サイトを利用したクレジットカード納付支払いや、納付書のバーコードを利用したPayPay請求書払いは3月31日(火)をもって終了します。



知っていますか 付加年金・国民年金基金

付加年金は吹田年金事務所
(TEL6821・2401FAX6821・3838)、
国民年金基金は全国国民年金基金近畿支部
(TEL0120・65・4192)

国民年金保険料に上乗せして保険料を支払うことで、将来受け取る年金を増額させる公的な年金制度です。

加入対象者

付加年金 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者。

国民年金基金 国民年金第1号被保険者と、60～65歳の高齢任意加入被保険者か海外居住の任意加入被保険者。農業者年金の被保険者は除く。
※国民年金保険料の免除制度を受けている人は加入できません。また、両方の制度への同時加入はできません。

毎月の掛金・受給額

付加年金 掛金は月額400円。年受給額は200円×納付月数。

国民年金基金 加入時の年齢や給付の型によって異なります。

税制上の優遇措置

いずれの制度も掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、年金受給時には公的年金などの雑所得となります。

今月号の掲載内容には、市議会2月定例会に提案している内容が含まれています。議決結果により変更になる場合があります。詳しくは各担当室課へお問い合わせください。

3月14日(土)、15日(日)は市役所本庁 代表電話番号以外の電話回線が停止

同期間は市役所本庁舎の電話交換設備更新のため、代表電話番号(TEL6384・1231)以外の回線は利用できません。急ぎでない人は同期間外に連絡をお願いします。
総務室(TEL6384・1230FAX6337・1631)

手続きをしないと税金がかかります 軽自動車の廃車・譲渡など

軽三輪、軽四輪は軽自動車検査協会
(TEL050・3816・1841)、
軽二輪、小型二輪は近畿運輸局大阪運輸支局
(TEL050・5540・2058)、
原動機付自転車・小型特殊自動車は市民税課
(TEL050・1721・4360FAX6368・7344)

軽自動車税(種別割)は、4月1日時点の登録名義人に課税されます。廃車や譲渡をした人、盗難に遭った人は各窓口で手続きしてください。3月下旬は窓口が混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車は、郵送での手続きも受け付けています。郵送受け付けは4月1日(火)まで。消印有効。詳しくは市ホームページへ。



国民年金のお知らせ

市民課国民年金担当(TEL050・1807・2219FAX6368・7346)か
吹田年金事務所(TEL6821・2401FAX6821・3838)

■会社などの退職時は国民年金の手続きが必要

転職や退職で厚生年金や共済組合の資格を失い、配偶者の社会保険の扶養にも入らない場合は、国民年金への加入手続きが必要です。マイナンバーカードか年金手帳と、本人確認書類、退職した日が確認できる書類を持って、市民課国民年金担当か吹田年金事務所です手続きをしてください。また、扶養して

いる配偶者がいる場合は、配偶者の分も国民年金の種別変更の届け出が必要です。

■各出張所で年金相談ができます

千里・山田・千里丘の各出張所から、本庁の国民年金担当とテレビ電話で相談ができます。国民年金の加入、喪失、保険料の納付などの一般的な相談を受け付けます。

4月1日から定期接種が始まります 妊婦のRSウイルス母子免疫ワクチン

関地域保健課

(出口町TEL4860・6151 FAX6339・2058)

同ウイルスは発熱やせきなどの症状を引き起こし、乳幼児が感染すると重症化することがあります。妊婦がワクチンを接種することで、免疫を持った状態で新生児が出生し、重症化のリスクを減らせます。接種には予診票が必要。市内の協力医療機関。妊娠28週0日～36週6日の妊婦。3月1日(日)から。予診票は3月25日(水)以降、順次送付予定です。



市ホームページ

引っ越しなどによる水道の手続き

関水道部総務室

(南吹田3TEL6384・1255 FAX6384・1534)

水道の使用開始・中止の手続きは引越し日の5日前までに同室へ。水道料金を建物の管理会社などに支払っている場合は、管理会社などへ問い合わせてください。

開始 入居先に水道使用申込書があれば記入して郵送してください。もしくは、住所と名前、電話番号、使用開始日を直接か電話で同室へ。

中止 住所、契約番号と住所、名前、使用中止日、引越し先の住所・電話番号を直接か電話で同室へ。

※市内での引越しの場合も、開始と中止の両方の手続きが必要です。

便利でお得な口座振替・自動払い込みの利用を

納入通知書で支払うより1回あたり100円安くなります。通帳と届け出印、水道料金の領収書などの契約番号が分かる書類を持って金融機関か同室へ。ゆうちょ銀行を希望する人はインターネットで手続きできます。詳しくは市ホームページへ。



市ホームページ

保育料の無償化の認定手続き

関保育幼稚園室

(TEL6155・5486 FAX6384・2105)

幼稚園・認定こども園(教育部分)や認可外保育施設などを利用する子供が、保育料や預かり保育利用料の無償化を受けるためには、事前に認定手続きが必要です。利用施設の種別や保育の必要性の有無などにより、手続きや無償化上限額が異なります。認定は遡及できないため、認定希望日の前月末までに手続きを行ってください。無償化対象施設は市ホームページへ。



市ホームページ

令和8年度の新規対象分の認定手続き

■幼稚園・認定こども園(教育部分)の保育料

令和2年4月2日以降に生まれた3歳以上の幼児。

■幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料

保育の必要性がある、令和2年4月2日～令和5年4月1日に生まれた幼児。市民税非課税世帯で保育の必要性がある、令和5年4月2日～令和6年4月1日に生まれた幼児。

■認可外保育施設の保育料

保育の必要性がある、令和2年4月2日～令和5年4月1日に生まれた幼児。市民税非課税世帯で保育の必要性がある、令和5年4月2日以降に生まれた乳幼児。

いずれも認定希望日の前月末までにオンライン申請。必要書類や申し込み方法など、詳しくは同室や各園で配布する用紙を確認してください。

高齢者にギフトカードを配付

関高齢者ギフトカードコールセンター

(TEL0120・056・575 FAX6368・7348
=午前9時～午後5時30分。土・日曜日、祝・休日は除く)

物価高騰の影響による経済的負担を軽減するため、対象者に5000円分のJCBギフトカードを3月下旬～4月下旬ごろに順次送付します。詳しくは市ホームページへ。昭和36年4月1日以前に生まれた65歳以上で、今年1月1日時点で市に住民登録がある人。



市ホームページ

国民健康保険課からのお知らせ

関国民健康保険課

(TEL050・1807・2183 FAX6368・7347)

■社会保険などに加入したとき

国民健康保険の加入者が、ほかの健康保険に加入した場合、国民健康保険の脱退手続きが必要です。最初の納期から2年が経過した保険料は還付できません。早めに手続きしてください。住所や名前、世帯主の変更などがあった場合も手続きが必要です。



脱退手続きについて

■修学中の国民健康保険加入者の特例

国民健康保険は住所地で加入することが原則ですが、市内在住の親の仕送りなどで生活している他市区町村在住の学生は、卒業年月日まで吹田市の保険を引き続き使うことができます。在学証明書、現居住地の住民票(マイナンバー記載)などを持って同課へ。卒業後、会社などの健康保険に加入する場合は、吹田市で国民健康保険の喪失手続きが必要。引き続き国民健康保険に加入する場合は、住所地の市区町村で加入手続きをしてください。すでに特例を受けていて、卒業予定が延長になる場合は申し出が必要です。



特例の手続きについて

■納期限は厳守してください

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を滞納した場合、差し押さえなど滞納処分の対象となります。滞納している人は、3月中に完納しましょう。

■子ども・子育て支援金制度が始まります

関同課か大阪府後期高齢者医療広域連合

(TEL4790・2028 FAX4790・2030)

少子化対策のため、全世代の国民と企業から医療保険料に上乗せして子ども・子育て支援金を徴収し、子育て世帯への支援を拡充します。国民健康保険、後期高齢者医療制度では4月分から徴収が始まります。徴収金額のうち、均等割で賦課される分については、18歳未満は全額軽減となるため、徴収されません。

市民課からのお知らせ 窓口の混雑緩和に協力を

関市民課

(TEL050・1807・2219 FAX6368・7346)

3月中旬～5月中旬は引越しの手続きなどにより窓口が混雑します。以下の方法で混雑を避けて手続きできます。

■転出届の手続きはオンラインのほか、出張所や郵送でも行えます

マイナンバーカードを利用してオンラインで手続きできます。手続きには、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書*1と署名用電子証明書*2が必要です。また、千里・山田・千里丘の各出張所の窓口や郵送でも届け出ができます。転出先の住所と引越し日が決まっていれば、本来の届け出期間である引越し日の14日前より早い時期でも手続きできます。



転出届について

■休日臨時窓口を開設

3月21日(出)、28日(出)、4月4日(出)午前9時～正午は市役所で転入・転居・転出届を受け付けます。証明書の即日交付は行いません。市民課以外での手続きが必要な場合は、後日改めて手続きしてください。詳しくは各室課へ。

■混雑予想カレンダーを公開

市民課の届け出窓口の混雑状況は、市ホームページの混雑予想カレンダーを参考にしてください。



混雑予想カレンダー

■コンビニなどで証明書をお得に取得できます

利用者証明用電子証明書*1搭載のマイナンバーカードを持っている人は、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書などを取得できます。いずれも窓口での交付より100円お得です。



取得方法の説明動画

3月のコンビニの証明書交付停止日

6日(金)、14日(出)はマイナンバーカードを利用したコンビニでの住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、課税所得証明書の交付サービスが利用できません。

※1 パスワードは数字4桁

※2 パスワードは英数字6～16文字